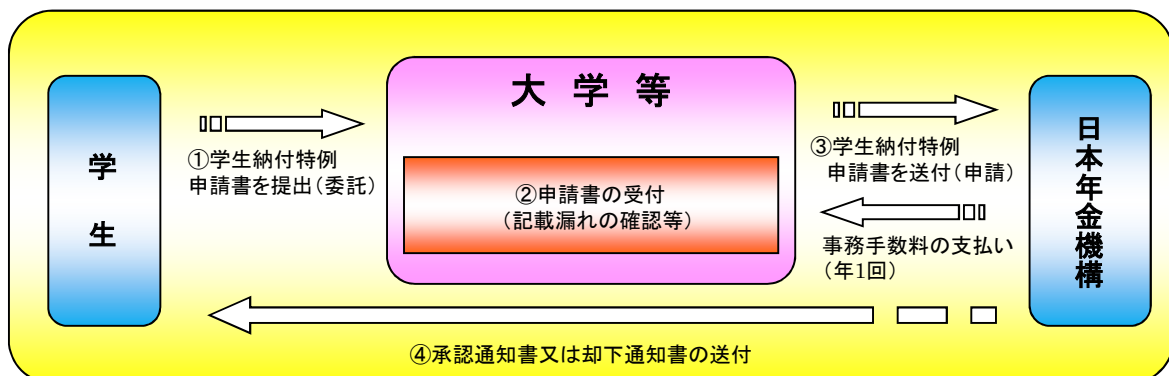


学生納付特例事務法人制度をご存じですか

1. 学生納付特例事務法人制度とは？

- 所得が低い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金をうけることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。
- この制度を活用するためには、初めての申請の際に学生が市区町村の窓口で申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保する観点から、**学生納付特例事務法人の指定を受けた大学等（※）**であれば、**学生の委託を受けて学生納付特例の申請を代行できる**こととし、学生納付特例制度の一層の普及・推進を図るものです。



※大学等…大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります。）

2. 学生納付特例事務法人になるためには手続きが必要です！

- 学生納付特例事務法人になるためには、申出書に必要な書類を添えて日本年金機構中国地域部を経由し、中国四国厚生局へ提出していただく必要があります。
- 詳しくは、下記までお問い合わせください。
 - ・ 中国四国厚生局 年金管理課 ☎082-223-0065
 - ・ 日本年金機構 中国地域部 運営G ☎03-5344-1100（代表）